

別記様式（第2条関係）

会議結果報告書

令和7年10月28日

会議の名称	政策推進会議
開催日時	令和7年10月28日（火） 13時30分～14時00分
開催場所	大会議室3-3
出席者職氏名	【政策推進会議メンバー】 外立総合行政部長、豊島総務部長、尾崎人事課長、伊東財政課長 【担当部課】 松井市長公室長、松田政策推進課長、岩男政策推進課主査 【関係部課】 今野教育政策部長、土崎生涯学習課長 <p style="text-align: right;">（計9人）</p>
欠席者職氏名	<p style="text-align: right;">（計 0人）</p>
説明員職氏名	岩男政策推進課主査 <p style="text-align: right;">（計 1人）</p>
議 題	公の施設の管理方針＜第14次改訂版＞（案）について
結 果	「指定管理者制度 導入経過・計画一覧」の表記方法を見直した上で、公の施設の管理方針＜第14次改訂版＞を庁議に付議する。
事務局職員職氏名	柴谷政策推進課主査、山口政策推進課主事補

その他必要事項

会議内容の記録（会議経過、結論等）

1 開会

松田政策推進課長が開会を告げる。

2 審議事項

<公の施設の管理方針<第14次改訂版>（案）について>

- ・岩男政策推進課主査より概要を説明後、審議を行った。

○概要説明

（1）改訂目的

「公の施設の管理方針<第13次改訂版>」において指定期間5年間の随意指定とする方針としていた志木市民体育館及び当該施設と一体的に管理している施設の指定期間を1年間に変更するものである。

また、令和9年度にリニューアルする秋ヶ瀬スポーツセンターを含む秋ヶ瀬運動場施設について、公募による選定を行う方針とする。

（2）指定期間を1年間に変更する施設

市民体育館、夜間照明施設、武道館

（3）指定期間を1年間とする理由

【市民体育館】

現在の施設の老朽化の進行状況を鑑みると、老朽化に伴う修繕に係る費用について複数年にわたる積算が困難であることから、安定的な施設運営を図るため、指定管理期間を1年間に変更する。

なお、市民体育館については、「施設の在り方について検討中の施設や建替え・複

合化等の施設整備を近く実施することとしている施設」に該当し、老朽化した施設の安定的な施設運営を継続する観点から、現在の指定管理者であるミズノグループに随意指定する方針とする。

【夜間照明施設・武道館】

夜間照明施設・武道館については、市民体育館と一括管理としていることから、現在の指定管理者であるミズノグループに随意指定する方針とし、指定期間は市民体育館の指定期間とあわせて1年間とする。

(4) 令和9年度に指定替えとなる施設

【秋ヶ瀬運動場施設】

秋ヶ瀬スポーツセンターがリニューアルし、令和9年9月1日に新施設が供用開始となる予定であることから、指定管理者を公募する。

なお、指定期間は、公の施設の管理方針の原則に則り、5年間とする。併せて、現指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっているため、指定期間の終期を令和9年8月31日までに短縮する。

(5) その他の改訂点

3 導入経過・計画中、(2) 指定管理者以外が管理を行う公の施設において、郷土資料館を削除し、(仮称)文化財センターを追加する。

メンバー：秋ヶ瀬運動場施設の指定期間の短縮について、5月の第13次改訂ではなく、今回の第14次改訂で反映させることになった理由は。

担当部課：秋ヶ瀬運動場施設については、秋ヶ瀬スポーツセンターの新築工事を今年度着手するが、13次改訂の時点では、詳細な工期が確定していなかったことから、このタイミングでの改訂で対応することとした。

メンバー：市民体育館・夜間照明施設・武道館について、指定期間を1年に変更した理由は。

担当部課：市民体育館については、昨年大雨による屋根の破損をはじめとした老朽化に伴う修繕が発生している現状を踏まえると、5年間の修繕費の見込みを立てるのが難しい。現指定管理者と相談の結果、施設の状況を見ながら

修繕費を積算し、1年毎に指定管理料を算出するという方法に変更することとした。また、夜間照明施設と武道館については市民体育館と一括管理としていることからあわせて1年間とした。

メンバー：施設の安定的な運営のため、指定管理期間を1年とするのであれば、今後とも1年ずつの指定管理期間となるのか。

担当部課：施設の状況等を見ながらではあるが、基本的には1年ごとの指定管理期間となることを想定している。

メンバー：それであるならば、「指定管理者制度 導入経過・計画一覧」の表における表記も1年刻みとするべきではないか。

担当部課：ご指摘を踏まえて、表記の変更を検討する。

○結論

「指定管理者制度 導入経過・計画一覧」の表記方法を検討し、公の施設の管理方針<第14次改訂版>を庁議に付議する。

3 閉会

松田政策推進課長が閉会を告げる。

備考 会議内容の記録には、発言者の立場を明記するとともに、発言の趣旨が容易に理解できるよう簡潔明瞭に記載すること。